

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p data-bbox="340 343 967 375">廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="224 438 492 470">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="241 534 504 566">(交付額の算定方法)</p> <p data-bbox="224 582 1086 997">第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1（平成30年7月豪雨による災害によって被害を受けた施設にあっては10分の8）を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p data-bbox="224 1061 504 1093">第5条～第15条 略</p> <p data-bbox="241 1157 347 1189">(その他)</p> <p data-bbox="224 1204 1086 1332">第16条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p data-bbox="1227 343 1854 375">廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1108 438 1377 470">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="1126 534 1388 566">(交付額の算定方法)</p> <p data-bbox="1108 582 1971 997">第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1（平成28年熊本地震による災害によって被害を受けた施設にあっては10分の8）を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p data-bbox="1108 1061 1388 1093">第5条～第15条 略</p> <p data-bbox="1126 1157 1232 1189">(その他)</p> <p data-bbox="1108 1204 1971 1332">第16条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 30 年 8 月 29 日から施行する。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は平成 28 年 10 月 11 日から施行する。